

令和7年度 杵築市人権作文入賞作品(小学生の部)

ぼくの「ふつう」とみんなの「ふつう」

大田小学校四年

とよなが なぎ 風 豊永 風



ぼくは、夏休みに「ふみきりペンギン」を読みました。この話は、ゆうとと五匹のペンギンと犬のマルが出てきます。ゆうとは、四匹のペンギンに「左手で字をかくのはおかしいよ」とからかわれます。ぼくは、(左ききってからかわれるようなことなの。)とふしぎに思いました。ぼくも左ききだからです。

ぼくは左ききでこまったことはあまりありません。毛筆のときに右上がりに書いたり、右はらいをしたりするのがむずかしいくらいです。そして、左ききということからかわれたこともありません。ぼくは、左ききの人がどのようにからかわれたり、へん見をもたれたりしてきたのか、調べてみました。

昔は、左ききの方は、小さいときに親が右ききにきょう正していたそうです。ぼくも5さいくらいまでは、左でフォークやスプーンを使っていました。でも、お母さんが、「右ききの人とひじがぶつかるから。」という理由で、右手で食べるように言いました。ぼくが不便な思いをしないようにということです。でも、昔の人たちが右ききにきょう正されていたのは、これとはちがう理由だったようです。

昔の人たちは、左ききを「人とはちがうこと」「かわっていること」「直すべきこと」と考えていたそうです。親が、自分の子どもが左ききであるということを、はずかしいと考えていたのです。とくに女性は「左ききはよめのもらい手がない。」とまでいわれていた時代があったそうです。

ぼくは、こういうことを知るたびに、「なんでだろう」とふしぎに思いました。ぼくは自分が左ききでおかしいと思ったことはないし、みんなと同じだと思っています。ぼくの家族や友達もそう思っていると思います。

ぼくは、あらためて「ふつう」ってなんだろうと思いました。これまで「ふつう」とされてきたことは、「そう思う人が多かった」というだけで、「それが正しい」ということではないと思います。ぼくにとっては、左手で字を書くことはふつうのことです。人によってちがう「ふつう」があるのだと思います。「ふみきりペンギン」の中で、一匹のペンギンは、ゆうとに、「左ききってさ、みんなとちがってなんかかっこよくない。」と言います。犬のマルも、「ゆうとが左ききでも右ききでも、どちらでもいい〜。」と言います。みんながこんなふうに、おたがいのちがいをみとめて、受け入れていけるとよいと思います。

杵築市隣保館 山香出張相談会のお知らせ

あなたの“困った”に寄り添います。



そんな時は

ひとりで抱え込まず、お気軽にご利用ください。相談員がしっかりと話を伺い、解決への道を一緒に考えます。

隣保館は身近な相談窓口です。

対象：地域の方ならどなたでも

費用：無料

受付日時：毎月第1水曜日(2月4日・3月4日)

14時～17時まで

杵築市役所山香庁舎2階市民対話室で行います。

事前の申し込みは不要です。

※相談員の都合により日時が変更の場合は市のホームページ等でお知らせいたします。

【当日の問合せ先】 0977-75-1111(内線202)



秘密厳守

2025(令和7)年度 第4号

隣保館だより

発行 杵築市隣保館

〒873-0002

杵築市大字南杵築338番地1

TEL/FAX 0978-62-4799



～杵築市人権フェスティバルが開催されました～

12月4日～10日の『人権週間』に合わせ、12月6日(土) 杵築市健康福祉センター多目的ホールにおいて、下記の内容で「杵築市人権フェスティバル」が開催されました。

人権作文・人権標語の入賞者をはじめ、市民人権・同和教育講演会の聴講者など多くの市民が参加し、人権尊重の意識を高める機会となりました。

★人権作文・人権標語表彰式

・人権作文応募総数 81点のうち最優秀賞11点、優秀賞22点が入賞

・人権標語応募総数102点のうち最優秀賞13点、優秀賞26点が入賞

※入賞作品は、ポスターや横断幕、人権作文・人権標語作品集など啓発に活用します。

★人権作文最優秀賞代表者の朗読

小学校、中学校、高等学校の各部の入賞者代表が人権作文の朗読をしました。

★幼稚園、小・中学校「人権学習」の取組発表

杵築中学校生徒会が作成した「人権学習DVD」を上映しました。

また、幼稚園、小学校、中学校の人権学習の取組を会場の壁面に展示しました。



表彰式



人権作文入賞者朗読

表彰式



杵築中学校人権学習発表

人権作文入賞者朗読



杵築中学校人権学習発表



人権学習壁面展示



参加者の心にささった 市民人権・同和教育講演会

演題 「つながる力の向こう側 ～部落差別から人権を考える～」

講師 部落解放同盟鳥取県連合会女性部副部長 坂田かおり さん



今回は、部落解放同盟鳥取県連合会女性部副部長 坂田かおり さんを講師にお招きし、「つながる力の向こう側 ～部落差別から人権を考える～」の演題で、講演会を行いました。冒頭からの「故郷はとても豊かな地域なのに、世間がいく暗い被差別部落とのイメージとのズレ」や「差別は黙っていても変わらない」という部落差別の確信に迫る話にもかかわらず、エネルギーにかつユーモアを交えながらの坂田さんの語り口で、会場の皆さんがすぐに引き込まれていくのを感じました。坂田さんと共に講演活動を行っている2人の娘さんが平気に堂々と被差別部落のことを語れるのは、「部落問題との出会いがマイナスではなくプラスの出会いであり、それをたくさん積み重ねてきたこと。いい仲間が周りにいっぱいいたこと」の話から、坂田さんが娘さんとしてしっかりと向き合い、見守ってきた様子がとてもよく伝わってきました。

これまでの坂田さんや娘さんの出会いや人生の中には、「差別の日常が今ここにある」と感じることもたくさんあったことがわかりました。結婚差別などはその最たるものです。それをのりこえてこられたのは、「差別やいじめは一人では闘えない。おかしいことをおかしいと言えるのは仲間がいるから」「差別は差別する側が100%悪い。差別する側が不幸なんだ」の強い信念があったことが強く心にささりました。そして、部落差別を解消するためには、マイナス面を伝えるのではなく、一歩進んだプラスの教材の開発や工夫を凝らした啓発活動の必要性も強く感じました。

参加者からの メッセージ

大変楽しく拝聴させていただきました。差別する側の不幸、関わってナンボと心に置きながら、日常の中の差別へのアンテナを張っていきたいです。

講演会に参加するまで、部落差別については寝た子を起すなという考え方であったが、学ぶことこそ解決する手段と感じた。

差別について深く考えたり教えられる機会がなく、今回はとても勉強になりました。聞きやすく、具体的な結婚差別の話など、家族で話したこともない内容だったので、今日帰って話してみようと思いました。

実際に活動されている中でのお話だったので、とても聞きやすく共感することができました。私も「ダメ！」など声を出して伝えるようにしたいです。

「差別もいじめ」も仲間がいないとNOと言えない。「差別は、今ここにあるから問題」と言っていたのが確かにと思いました。NOと言えない自分があるなとも確認できました。いい振り返りができる講演をありがとうございました。



坂田かおりさんの娘さんが登場するDVD「ありのまま生きる」は隣保館で貸出しています。

【あらすじ】母から娘へ、そして子へ

母から受け継ぐ「ありのまま生きる」姿が幼い頃から姉妹の自尊感情を育んだ。たくさんの仲間をつくり、つながりを結び、プラスの出会いを重ねていく。幼子にも部落にルーツをもつ「私」を伝えていく。

隣保館では人権に関する本やDVDの貸出をしています(無料) ぜひ気軽にお越しください！

「障がい者の人権」について

障がいの「ある・なし」に関わらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合って暮らせる共生社会の実現に向けて、平成23(2013)年に「障害者差別解消法」が制定されました。

この法律では、行政機関や事業者に対して、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障がい者の求めに応じ「合理的配慮を提供」するものとしています。

この法律では当初「事業者」に対して「合理的配慮の提供」は努力義務でしたが、令和6(2024)年の改正により、すべての事業者に対して障がい者への「合理的配慮」の提供が義務化されました。ここで言う「事業者」とは、企業や団体、店舗のことであり、目的の営利・非営利、個人・法人を問わず、同じサービスなどを反復継続する意思をもって行う者をいいます。個人事業主やボランティア活動をするグループも「事業者」に含まれます。具体的には、個々の場面で障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。その際、考え方の基本として「障がいのある当事者本人の意見や参加なしに、障がいに関する支援を決定しない」ということが大切です。これは、障害者権利条約の「私たちのことを私たち抜きに決めないで(Nothing About us without us)」というスローガンに基づく考え方です。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、差別を解消するために必要な配慮(心づかい)を考えましょう。それは、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、すべての人に求められる責務です。そして、配慮(心づかい)は、身近なところから、気づいたところから積極的に実践していきましょう。



手話施策推進法を知っていますか？

手話ってなに？

手話は、手や指、体の動きと表情でコミュニケーションをとる、ろう者の大切な言語です。単なる身振りではなく、独自の文法と文化を持つひとつの言語として、手話について知り、ろう者への関心と相互理解を深めていきませんか？

手話は言語です。聞こえない人や聞こえにくい人、その家族、友人など手話を必要とする人がいます。



手話は、使用される人にとって、大切な意思疎通のための手段であり、特有の文法や体系をもつ言語です。

手話の普及と手話を必要とする人々への支援を総合的に推進するため、令和7(2025)年6月25日に、手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)が施行されました。また、9月23日が『手話の日』として制定されました。

この法律では、手話の習得及び使用に関する施策の推進、手話文化の保存・継承及び発展に関する施策の展開、国民の手話に関する理解と関心の増進のため、施策に関して基本理念を定めています。